

令和4年度高知県水道広域化推進プラン策定委託業務公募型プロポーザルに係る質疑応答について

問1

提案依頼書「4（4）業務スケジュール」について、業務打合せから2週間程度で施設統合エリアを抽出することとなっており期限が短いですが、このスケジュールでエリアの抽出を行わなければならないのか。

答1

あくまで予定のスケジュールである。

期限としては12月1日（木）までに「（1）施設統合エリアの抽出と選定」及び「（2）施設統合のシミュレーションと効果の算出」を終えて、シミュレーションと効果の算出結果を県へ報告することとしている。仕様書に定める項目を実施し、この期限までに報告ができるのであれば、施設統合エリアの抽出結果の報告の時期については、県と協議のうえ変更することは可能です。

問2

提案依頼書「4（3）施設統合に係る課題等の整理」において、効果が見込まれないとされたエリアについては、県と協議のうえ本業務を行わないとあるが、施設統合エリアの全てが効果なしとなった場合には、本業務に係る経費全体を減額することはあり得るのか。

答2

提案依頼書の当該箇所は、企画提案書作成要領「4（3）現状の問題点、課題」のとおり、本県の水道事業は施設統合によるコスト削減の効果が生じにくい状況であることから、最悪のケースとして想定しているものである。施設統合エリアに係る効果の有無については、結果の数値のみをもって、ただちに当該業務を行わないというのではなく、シミュレーションの結果を基に、県と業者との協議を踏まえ、県として総合的に判断することとしている。

問3

提案依頼書「4（3）施設統合に係る課題等の整理」において、本業務未実施に係る経費については県と協議のうえ額を確定し、減額するとあるが、この減額する金額は、委託業務の契約締結に当たり業者から提出された見積書の当該業務に係る経費となるのか。

答 3

契約締結の際に業者より提出のあった見積書を参考に、県と協議して減額の金額を決定する。

問 4

募集要領「5 資格要件」について、管理技術者の要件はないとの理解で良いか。

答 4

その理解で良い。管理技術者の資格要件はない。

問 5

本委託業務について、再委託が発生する場合の対応は。

答 5

県が定める契約書標準書式において、原則、再委託を禁止している。

ただし、あらかじめ書面により県の承諾を得た場合はこの限りでないとされているため、再委託を行いたい旨の申し出を行う場合には、再委託の業務範囲やその理由等を書面により提出すること。県においてその妥当性や履行能力等を審査する。